

療養病床等における医療区分

医療区分 3	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スモン・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態 <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心静脈栄養・24時間持続点滴・人口呼吸器使用・ドレーン法・胸腹腔洗浄・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管・感染隔離室におけるケア・酸素療法（酸素を必要とする状態かを毎月確認）
医療区分 2	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筋ジストロフィー・多発性硬化症・筋萎縮性側索硬化症・パーキンソン病関連疾患・その他難病※（スモンを除く） ・脊髄損傷（頸髄損傷）・慢性閉塞性肺疾（COPD）・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍・肺炎・尿路感染症・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内・脱水かつ発熱を伴う状態・体内出血・頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態・褥瘡・せん妄・うつ状態・末梢循環障害による下肢末端開放創・暴行が毎日みられる状態（原因・治療方針を医師を含め検討） <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透析・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養・喀痰吸引（1日8回以上） ・気管切開・気管内挿管のケア・頻回の血糖検査・創傷（皮膚潰瘍・手術創・創傷処置）
医療区分 1	医療区分 2、3に該当しない者

（平成 29 年 3 月末現在）

※ その他難病とは、平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 3 号厚生労働省保険局医療課長通知「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別紙 44 に掲げる疾患を指す（56 疾患）。

※ 平成 27 年 1 月施行の難病法における新規対象者は含まれない。